三次市三次学校給食センター見学・試食会　実施要領

１　目的

　　市内の児童生徒の保護者をはじめ，より多くの地域住民等の学校給食に対する理解を深めるとともに，食育についての関心を高めるのを目的に，三次市三次学校給食センター（以下「給食センター」という。）の見学及び学校給食の試食を実施します。

２　対象者

⑴　市内に住所を有する者

⑵　市内の小中学校の児童生徒の保護者

⑶　その他教育長が認める者

３　実施日

実施日は，月に1回として毎月１９日（食育の日）とします。ただし，１９日が土・日・祝日の場合はその前日等とします。（原則的に実施日は給食センターの稼働日であるものとして，業務に支障のない日で実施するものとします。ただし，申込は当該月の３箇月後の実施分まで可能とします。）

４　実施時間

　　１１：３０～１２：４０

５　実施会場

　　三次市三次学校給食センター　見学・研修室

６　実施内容

①　見学（概要説明，YouTube動画の視聴）

②　試食（献立説明，配膳，試食、片付け）

③　アンケート記入，質疑応答

７　見学・試食の申込等

1. 見学・試食をしようとする場合には，希望する日の１箇月前（当　該日が，土・日・祝日の場合は，その前日）までに三次学校給食センター見学・試食承認申請書（様式第１号）を給食センターにメール，ＦＡＸもしくは郵送にて提出してください。

⑵　見学・試食をすることができる人数は，１回当たり５人以上２０　人以下とします。ただし，これによりがたい場合には，別途協議してください。

⑶　見学・試食の申込があった場合には，その内容を審査して，承認　の可否を決定し，三次学校給食センター見学・試食承認（不承認）決定通知書（様式第２号）により申込者に通知します。

①　問い合わせ先

三次学校給食センター

〒728-0016三次市四拾貫町10145番地1

TEL　0824-65-2010

FAX　0824-62-2030

ﾒｰﾙ　kyusyoku1@city.miyoshi.hiroshima.jp

②　問い合わせ時間　　平日 9:00～16:30

８　申し込み内容の変更

見学・試食の申込内容を変更する場合には，見学・試食を希望する日の２週間前（当該日が，土・日・祝日の場合は，その前日）までに申し出てください。

９　試食に係る費用負担

1. 給食の試食をしようとする場合には，試食に係る実費相当額（以　下「試食費用」という。）として，１食当たり５００円をお支払いください。

⑵　試食費用については，当日持参してください。

⑶　申し込みを取り消した場合の試食に係る費用については，実施日の２週間前以降についてはお支払いください。

１０　試食の提供内容

試食で提供する給食は，小学校給食と同一のものとして，食物ア　レルギー対応食の提供は行いません。

１１　その他

①　食事中の大声での会話はお控えください。

②　配膳・食器の片付けにご協力ください。

③　体調のすぐれない方のご来場はご遠慮ください。

④　アンケートの記入にご協力ください。

⑤　駐車場や会場内でのけがや事故等については，一切の責任を負いかねますので，ご注意ください。